

京師の名なるから、秋津島倭とつゞけていひならひ、その倭に引れて、つひに天の下の大名にもなれることは、師木島と全同じ例なり、次に委くいふを合せ見べし、然るにかの神武天皇の國状を御覽して、蜻蛉の臂咲せるが如しとのたまへるを、或は天の下のこととし、或は大和一國の事とするから、此秋津島てふ名をも然心得めれども、然にはあらず、國狀とあるにつきては、なほ疑ふ人もありぬべけれど、古は後に郡郷などになれるほどの地をも某國といへる、常のことなれば、なにごとかあらむ、さて雄略天皇の吉野に幸行し時に、蛇の御腕を咤たるに、蜻蛉飛來て、その蛇を咤ける時の大御歌に、手こむらに、蛇かきつき、其あむを、阿岐豆はやくひ、かくのごと名に負むと、そらみつ倭の國を、阿岐豆島アキタシマと云、とよませたまひ、それより其地を阿岐豆野と名づけられし事、古事記に見えたり、此御歌の意は、古より此倭國を秋津島といふことは、今かくの如く、其名に負て、蜻蛉が功あらむとてなり、とよみたまへるなれば、秋津島の事にはあづからず、然るを書紀には、此御歌の詞は、ふ虫も、大君に、まつらふ、汝がかたは置む、秋津島倭とあり、是はすなはち汝が名におへる、此秋津島倭國に、形をのこしおきて、此地を蜻蛉野と名づけむ、とのたまふ意なるべし、されどこはよくせずば、此時の蜻蛉の功によりて、國名を秋津島と名づけたまへるごと聞えて、まざれぬべし、さてまた秋津の津は古事記、書紀、萬葉など、古書にあまた出たる假字には皆阿岐豆アキツブと、濁音の豆をのみ書て、清音の假字書るは一つもなし、後世に清てよむは訛なり、虫の名も同じ、又この島を洲とも書るにつきて、阿岐豆須ともいふは、ことにひがことなり、洲字は須に用ゐるはつねのことなれども、秋津洲のとき然いふことは、例もなくことわりもかなはぬことなるをや、さて又海なき地に島といふ名のあることは、志麻とは、もとは必しも海の中ならねども、山川などにまれ周れる界限のある地をいふ名なること、始にいへるが如くなれば、此秋津島なども、山のめぐれるをもていふなり、蜻蛉の臂咲せるが如しとのたまへるも、青山のめぐれる